

緊急人材育成支援事業の事業終了後（平成23年10月以降）の取り扱い

- (1) 訓練奨励金は、基金訓練の計画認定を受けて平成23年9月末までに開始した基金訓練コースについては、引き続き受給することができます。
- (2) 訓練・生活支援給付金、訓練・生活支援資金融資は、平成23年9月末までに開始した①基金訓練コース、②公共職業訓練コースを受講する方については、引き続きご利用いただけます。